2 都議会のしごと

議　決

都議会は、知事や議員から提出された議案などを審議し、その可否を決定します。このように議会の意思を決めることを「議決」といいます。都議会が「議決機関」又は「意思決定機関」と言われるゆえんです。

都議会の議決を得なければ、知事は事業を執行できません。しかし、都議会が東京都に関するすべての事項について意思決定するわけではありません。議決を必要とする事項（議決事件）は、地方自治法第96条で定められています。

都議会に提出される議案の主なものについて、簡単に説明します。

予 算

東京都の家計に当たり、収入（歳入）と支出（歳出）の見積りです。

予算の提出は知事が行います。この予算が議決されて初めて各種の事業が具体的に進められます。

条 例

東京都の法律ともいうべきものです。内容によっては、都民の権利を制限したり、義務を課したりする場合もあります。また、都営交通の料金や様々な貸付制度なども条例で定められます。

契 約

東京都が結ぶ契約のうち、予定価格９億円以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決が必要です。

人 事

副知事・公安委員会委員・教育委員会委員など知事が選任等をする重要な人事は、議会の同意を得なければなりません。

意見書

公益に関する（都民生活に大きくかかわる）事柄について都議会の意見を国会及び行政庁（主に政府関係）に提出します。

決 議

政治的な効果を期待して、都議会の意思を内外に明らかにするものです。

都議会で議決した議案の種類と件数
（平成29～令和4年）

種類／年	議案の総数	知事提出					議員提出		
		予算	条例	契約	人事	その他	条例等	意見書	決議
29	272	33	98	54	16	50	8	8	5
30	286	34	116	54	19	38	10	12	3
元	303	35	143	21	43	44	12	3	2
2	303	48	98	27	14	90	15	5	6
3	296	49	110	35	36	44	11	4	7
4	340	41	137	21	42	78	12	4	5

※「その他」には、事件、諮問、専決、決算を含む。

都政の調査と検査

調査権

衆参両院における国政調査権と同様の性質を持つもので、地方自治法第100条に定められていることから、「議会の百条調査権」と呼ばれます。

都政全般に係る具体的な事項について調査する権限で、調査に当たっては強制力が与えられています。

議会が調査を行うため、特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができます。請求された者は、正当な理由がない限り拒むことができません。

検査権

都の事務の管理や進め方、さらには出納を検査する権限のことです。検査自体は直接に法的な効果は持ちませんが、不当な事実が分かれば、議会として執行機関の責任をただす措置をとることができます。

知事の不信任議決

都議会と知事は独立の立場で均衡をとりながら都政を運営していきますが、両者の間の対立が激しくなったとき、最終的に解決する方法として、議会は知事を不信任することができます。

この不信任議決があった場合、知事に与えられた対抗手段は、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することです。

議会を解散しなかった場合は、知事はその職を失います。

請願・陳情の審査

都議会は、都政についての都民の要望などを請願書・陳情書の形で受理します。

これらの請願・陳情は、慎重に審査し採択・不採択を決めます。採択されたもののうち、執行機関が措置することを適当としたものは知事に送付し、その処理の経過及び結果の報告を受けています。

請願には都議会議員の紹介が必要です。

議会の結論が出たときは、採択・不採択にかかわらず請願者・陳情者（団体の場合は代表者）に通知しています。

請願・陳情付託件数の推移
（平成25～令和4年）

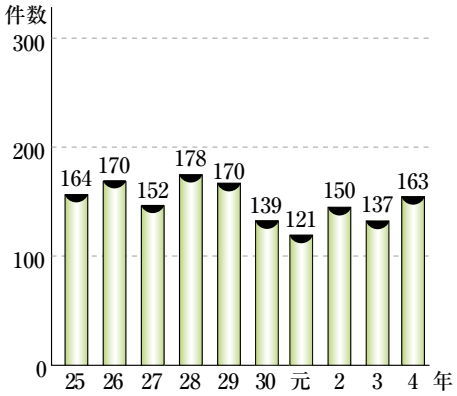

◆請願・陳情の提出方法

1　都政についての要望などを文書（邦文）にして議長あてに提出

2　代表者の住所・氏名を記入（2人以上で請願・陳情する場合は、住所・氏名を書いた署名簿を添える。）。氏名は、自署でない場合（ゴム印・印刷等）には、押印が必要

3　請願の場合は、紹介議員の署名が必要（陳情の場合は不要）

4　様式例は右記のとおり

5　提出・その他詳細のお問い合わせは
議会局議事部議案法制課
議事堂4階　☎(03)5320-7132

請願（陳情）書の様式例

（件　　名）　○○○○○○に関する請願（陳情）（40字以内）

東京都議会議長　　○○年○○月○○日提出
○○ ○○ 殿

（住　　所）　郵便番号 ○○○−○○○○
東京都○○○○○○○○

（団 体 名）　電話番号○○−○○○○−○○○○
○○○○を推進する会

（氏　　名）　代表 ○○ ○○（ふりがな）

（紹介議員）　○○ ○○　　○○ ○○　　○○ ○○

（願　　意）　都において○○○○を○○○○○○していただきたい。
（複数の事項があるときは、箇条書等により簡潔に）

（理　　由）　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（1,500字以内）

請願・陳情の審査順序

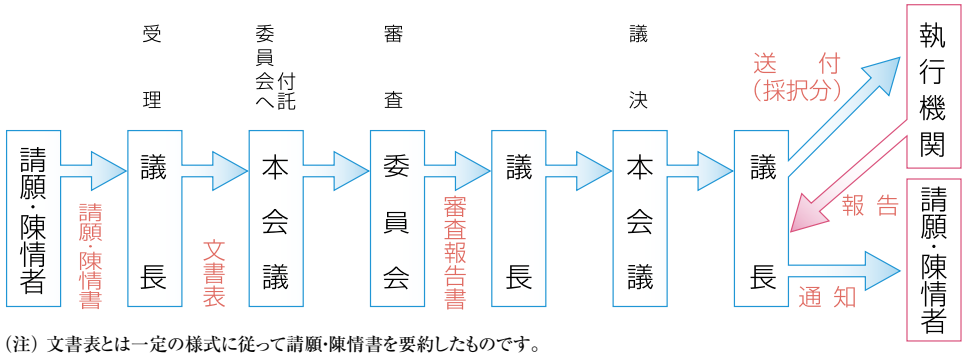

（注）文書表とは一定の様式に従って請願・陳情書を要約したものです。

令和4年　請願・陳情の審査状況

区分		委員会名	総務委員会	財政委員会	文教委員会	都市整備委員会	厚生委員会	経済・港湾委員会	環境・建設委員会	公営企業委員会	警察・消防委員会	議会運営委員会	計
請願		総件数	3	54	14	5	12	1	2	1	0	4	96
請願	処理件数	採択	0	27	0	0	1	0	0	1	0	0	29
請願	処理件数	不採択	1	0	2	1	6	0	1	0	0	3	14
請願	処理件数	一部採択 一部不採択	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
請願	処理件数	一部採択 残部審議未了	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
請願	処理件数	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
請願	処理件数	計	1	27	6	1	7	0	1	1	0	3	47
陳情		総件数	10	52	21	11	11	7	20	2	2	7	143
陳情	処理件数	採択	0	23	1	0	0	0	12	1	0	0	37
陳情	処理件数	不採択	9	3	9	7	10	6	5	1	2	6	58
陳情	処理件数	一部採択 一部不採択	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陳情	処理件数	一部採択 残部審議未了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陳情	処理件数	取下げ	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
陳情	処理件数	計	9	26	11	8	10	6	17	2	2	6	97

（注）請願及び陳情の「総件数」には、令和３年において継続審査とされたものを含むため、必ずしも処理件数の合計と同じとは限りません。